第41類 原皮(毛皮を除く。)及び革

注

- 1 この類には、次の物品を含まない。
 - (a) 原皮くず(第05.11項参照)
 - (b) 第 05.05 項又は第 67.01 項の羽毛皮及びその部分
 - (c) 毛が付いている獣皮及びこれをなめし又は仕上げたもの(第43類参照)。ただし、牛(水牛を含む。)、馬類の動物、羊(アストラカン羊、ブロードテール羊、カラクル羊、ペルシャ羊その他これらに類する羊、インド羊、中国羊、モンゴル羊又はチベット羊の子羊を除く。)、やぎ(イエメンやぎ、モンゴルやぎ及びチベットやぎを除く。)、豚(ペカリーを含む。)、シャモア、ガゼル、となかい、しか又は犬の毛が付いている原皮は、第41類に属する。
- 2(A) 第 41.04 項から第 41.06 項までには、なめし過程 (前なめしを含む。) 中の皮のうちなめしを終えてないものを含まない (第 41.01 項から第 41.03 項まで参照)。
 - (B) 第 41.04 項から第 41.06 項までにおいて「クラスト」には、乾燥の前に、再なめし、染着色又は加脂を行つた場合を含む。
- 3 この表において「コンポジションレザー」とは、第41.15項の物品のみをいう。

備考

- 1 第 41.04 項から第 41.06 項までの「なめした皮」とは、なめし剤で耐熱性が安定的に得られるまで 処理したものをいう。
- 2 第 41.07 項、第 41.12 項から第 41.14 項までの「革」とは、革製品に求められる性質、形状に適合させるための起毛、塗装、つや出し、型押し等の表面処理のいずれかをした皮をいう。